平成 23 年度税制改正(租税特別措置)要望事項(新設・拡充・延長)

(経済産業省)

制度	名	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
税	目	石油石炭税(租税特別措置法第90条の6、租税特別措置法施行令第 50条)
要	農林	漁業用国産A重油の石油石炭税還付措置の適用期限を2年間延長する。
望		
Ø		
内		
容		平年度の減収見込額 - 百万円 (制度自体の減収額) (3,200百万円)

		(1) 政策目的	
新設・拡充又に延長を必要とする理由	を なるくは 単 き か 長 こ こう 里	(1) 現在の元代(1) 日本の元代(2) 本書で(2) 本書で(2) 施(2) からのでで(2) からのでで(2) からのでで(3) おきまます(2) からのでで(4) おきまます(2) からので(5) おきまます(2) からので(5) おきまます(2) からので(4) おきまます(3) からいこと(5) おきまます(3) からいこと(5) おきまます(4) からいこと(5) おきままます(5) からいこと(6) おきままます(5) からいこと(7) おきままます(5) からいこと(7) おきままます(5) からいこと(7) おきままます(6) からいこと(7) おきままます(7) からいこと(8) おきまままます(7) からいこと(7) おきまままます(7) からいこと(8) おきままままます(7) からいこと(7) おきまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	林漁業用A重油については、石油石炭税の免税措置が講じられて 国内の製油所で原油を処理して生産される国産の農林漁業用A重 、原油段階で石油石炭税が課されることになる。したがって、国 の間のイコール・フッティングを確保する観点から、当該還付措
今回の要	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	農林水産省 - 国産農畜産物の競争力の強化 - 水産業の健全な発展 経済産業省 5.エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保

	政 策 の 達成目標	農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコール・フッティングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2 年間
	同上の期間 中 の 達 成 目 標	本還付措置により、農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコール・フッティングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。
	政策目標の 達 成 状 況	本還付措置により、農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコール・フッティングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化が図られた。
有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	適用期間内における適用事業者数(国産ナフサ等還付) 2009 年度: 10 社 適用事業者の範囲の見込み(国産ナフサ等還付) 10 社 (石油連盟調べ)
性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本措置により、原油等を処理して生産される国産の原料用特定揮発油等は、輸入品との間でイコール・フッティングが確保される。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	(1)農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置(2)農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置
相当	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	-
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	-
	要望の措置 の 妥 当 性	農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコール・フッティングを実現するものであり、補助金による補てん等に比べ効果的かつ効率的な措置である。

これ	租税特別	(還付数量)2,201千KL平成18年度2,180千KL平成20年度1,685千KL平成21年度1,685千KL(見込み)
まで	措置の	 (還付額)
0	適用実績	平成18年度 4,490百万円
粗		平成19年度 4,447百万円
特別		平成20年度 3,437百万円 平成21年度(見通し) 3,437百万円(見込み)
l 置		(農林水産省調べ)
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で農林漁業の用に供するものについて、石油石炭税を還付し、原料調達条件の国際的なイコール・フッティングの確保することにより我が国への農林漁業用A重油の安定供給が図られている。
果 に 関 連	前回要望時 の達成目標	平成22年度において、本還付措置により、農林漁業用国産A重油の安定供給により、農林水産業の経営安定化を図る。
する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	本還付措置による農林漁業用国産A重油の安定供給により、 農林水産業の経営安定化が図られた。
- 1-	+ = 0	平成 元年度 創設(石油税 2 , 0 4 0 円 / K L (従量税)) 平成 1 5 年度 (石油石炭税 2 , 0 4 0 円 / K L (従量
	までの ! 経 緯	平成 1 5 年度